

平成29年度第4回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年7月26日(水) 午後 3時00分から午後5時10分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席委員(34名)

1番 山本 勝	2番 橋本 金義	3番 岩村 定子	4番 山崎 早苗
5番 出口 幸博	7番 山田 全	9番 吉谷 吾市	10番 林 賢一
11番 山下 正人	12番 寺坂 誠一	13番 中村 利幸	14番 古里 善秀
15番 山下 富雄	16番 寺内 和彦	17番 上村 孝幸	18番 角田 隆章
19番 梁瀬 敏夫	20番 谷川 基晴	21番 山口廣行	22番 宮崎 盛
23番 麥田 幸弘	24番 園山 吉彌	25番 田原 和行	26番 橋本 博隆
27番 岩田 弘孝	28番 尾崎 初雄	29番 深松 誠	30番 今里 誠一
31番 奥野 音之	32番 谷川 次和	33番 大石 勝	34番 仁田 隆一
36番 平田 光昭	37番 山田 勝久		

4. 欠席委員(0名)

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀 20番 谷川 基晴

6. 日 程

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号	農地法第4条・5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見について
議案第19号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第20号	五島農業振興地域整備計画変更(農用地区域の編入・除外)に係る意見について
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく

農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議案第 23 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について
平成 29 年田畑売買価格等に関する調査について
五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
その他

□事務局長

平成 29 年度第 4 回五島市農業委員会総会の開会にあたりまして、出席について委員全員出席でございますので、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定いたします出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 4 回五島市農業委員会総会を開会いたします。それでは、議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 17 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 2,152 m²。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇農業。譲受理由、所有する農地の近隣に位置している当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、高齢により十分な耕作ができないため経営規模を縮小する。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、7 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第17号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって1番は許可されました。次に、議案第17号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第17号2番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑7筆、田1筆、9筆合計27,974㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、父から当該地の贈与を受けて営農を継続する。譲渡理由、同一世帯の後継者の息子に贈与する。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、7月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第17号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。次に、議案第17号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第17号3番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆6,513㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。借受理由、当該地を借受けて農業経営を開始する。貸出理由、高齢により耕作できないので当該地を貸出す。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、7月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第17号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は、許可されました。次に、議案第18号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について、1番を議題といたします。なお、本案と議案第19号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番については関連があり、その他2番から6番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、7ページをご覧ください。議案第18号の1番をご説明いたします。本案は、平成13年5月22日付けで農地法第5条が許可された案件です。所在、〇〇町、畑208㎡。承継者、〇〇町、〇〇〇〇。当初計画者、大阪府、〇〇〇〇。用途：変更前住宅用地、変更後住宅用地。付近状況図、配置図につきましては、議案第19号の1番でご説明いたします。

8ページをご覧ください。議案第19号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑208㎡、第1種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、大阪府、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から西へ約200mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、擁壁を設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、近傍農地とは、十分な距離を確保することにより、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、9ページをご覧ください。議案第19号の2番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑504㎡、第1種農地。譲受人、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から西へ約270mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、擁壁や石垣を設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、

近傍農地とは、十分な距離を確保することにより、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は既存側溝に放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 19 号の 3 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 168 m²、〇〇町、畑 167 m²、合計 335 m²、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から南東へ約 100m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、境界に沿ってブロックを設置するので、土砂等の流出の恐れはなく、建物は平屋建で日照等に影響はないと思われ、申請地近傍には、耕作している農地も無く営農等に影響はありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、11 と 12 ページをご覧ください。議案第 19 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 270 m²、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、神戸市、〇〇〇〇、大阪府、〇〇〇〇、神戸市、〇〇〇〇、神奈川県、〇〇〇〇、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から南へ約 180m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、境界部には、RC 造擁壁があり、敷地全体にコンクリート舗装を施行するため土砂等の流出の恐れはなく、建物は平屋建で日照等に影響はないと思われ、申請地近傍には、耕作している農地も無く営農等に影響はありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 19 号の 5 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 1,873 m²。〇〇町、畑 2,194 m²、合計 4,067 m²、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、駐機場・駐車場・転回場・洗車場・通路用地。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、一部追認を含む、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から東へ約 150m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、おおむね平坦な地形で隣接地と高低差がある場所は、石垣が

設置されており、土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、また、近傍農地とは、十分な距離を確保すること及び建物建築や工作物設置を計画しておらず、日照等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は水路放流と自然放流とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、14ページをご覧ください。議案第19号の6番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑46㎡、第2種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅汚水槽用地。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から西へ約130mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、当該汚水槽用地の転用は完了されており、現在に至るまで近接農地に土砂等流失等の被害が生じたことはなく、今後も被害が発生する恐れはないと思われます。本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

〇議長

次に、議案第18号の1番、議案第19号の1番から6番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第18号の1番と議案第19号の1番から4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第18号の1番並びに議案第19号の1番から4番について、当協議会は去る7月18日、現地調査を行いましたのでその結果をご報告いたします。

始めに、議案第18号の1番、所在、〇〇町、承継者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第19号の1番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第19号の2番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第19号の3番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

最後に、議案第19号の4番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

以上5件について、議案第18号の1番は計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。議案第19号の1番と2番の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。議案第19号の3番と4番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地である。周辺の農

地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、議案第 18 号の 1 番の承認申請と議案第 19 号の 1 番から 4 番の許可申請は、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 19 号の 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 19 号の 5 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 19 号の 5 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、駐機場・駐車場用地・転回場・洗車場・通路用地。本案について申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、駐機場と駐車場用地及び転回場・洗車場・通路用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

議案第 19 号の 5 番については、7 月 18 日に全地区協議会を開催しております。

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 19 号の 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 19 号の 6 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 19 号の 6 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅汚水槽用地。本案について申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅汚水槽用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。

議案第 18 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第 19 号の 1 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号の 1 番は承認相当、議案第 19 号の 1 番外 5 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 20 号五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

15 ページをお開き下さい。議案説明の前に、五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。また市町村農業振興地域整備計画の管理要領の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、1. 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。2. 農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。3. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。4. 土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。5. 土地改良事業等が、完了後 8 年を経過しているものであること。

以上 5 つの要件に留意することになっています。以上です。

○議長

それでは、議案第 20 号五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、1 番を審議いたします。本案については、○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—○○委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

16 ページをお開き下さい。議案第 20 号の 1 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、291 ㎡。除外の目的、住宅用地。施設の概要、居宅 1 棟、木造瓦葺平屋建て。除外の理由、申請人は住宅建設を計画しており、申請地が所有する農地に近く、農業を営農していくうえで利便性に優れているので住宅用地として除外申請し、住宅を建設する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南西へ約 1200m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。被害防除計画について、土地の造成については盛土を行うが擁壁等を設置し表面は砂利を敷き詰めるため土砂の流失や崩壊の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については住宅を平屋建てとし、高さを加減するため近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については溜柵及び自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽を設置し、河川へ排出する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 20 号の 1 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 20 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 20 号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 7 月 20 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 20 号 1 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町、除外の目的、住宅用地。本案については、農地法第 4 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 20 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございま

せんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号の 1 番、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 20 号の 2 番から 12 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

17 ページをご覧ください。議案第 20 号の 2 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇、利用者、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、田 1 筆、5,707 m²。編入の目的、農地。

次に 18 ページをお開き下さい。議案第 20 号の 3 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。利用者、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、田 1 筆、3,003 m²。編入の目的、農地。

次に 19 ページをご覧ください。議案第 20 号の 4 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。利用者、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、田 1 筆、5,057 m²。編入の目的、農地。

次に 20 ページをお開き下さい。議案第 20 号の 5 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇。利用者、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、田 1 筆、7,029 m²。編入の目的、農地。

次に 21 ページをご覧ください。議案第 20 号の 6 番、申出人、〇〇町、〇〇〇〇、利用者、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、田、外田 1 筆、2 筆合計 2,738 m²。編入の目的、農地。

以上、2 番から 6 番の編入の理由については、現在、申請地において、飼料作物や W C S を作付している。今後も継続して作付を行い、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、周辺の農地と一体的な管理による農地の保全に努めるためとなっております。

次に 22 ページをお開き下さい。議案第 20 号 7 番、申出人、譲受人、神奈川県、〇〇〇〇。譲渡人、長崎市、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、田 1 筆、400 m²。除外の目的、住宅用地。施設の概要、居宅 1 棟、木造瓦葺 2 階建て。除外の理由、譲受人は現在神奈川県に居住しているが、近く退職して帰京する予定である。申請地の地区出身で親も居住していることから、当該地区に限定して土地を探していたところ、当該地は所有者が市外に居住しており、今後も耕作する予定もないことから譲受け、住宅用地として除外申請し、帰郷後に居住する住宅を建設する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南へ約 100m 付近に位置しております。農地区分は第 1 種農地ではあるが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

被害防除計画について、土地の造成については盛土を行うが隣接地の境界部分には擁壁やブロック塀を設置するため土砂の流出や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については住宅と隣接農地との間に十分な距離を設ける

ため近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については水路放流及び自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽を設置し、河川へ排出する計画となっております。

23 ページをご覧ください。議案第 20 号 8 番、申出人、譲渡人、長与町、〇〇〇〇。譲受人、東京都、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、面積 4,180 m²のうち 1,265 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。施設の概要、太陽光パネル 324 枚設置。除外の理由、譲渡人は市外に居住しており農業に従事しておらず、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は東北や関東地方で太陽光・風力発電設備を設置し、既に発電事業を行っている。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地として利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から西へ約 950m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、道路の境界には既存の擁壁があるため土砂の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下する計画となっております。

24 ページをお開き下さい。議案第 20 号 9 番、申出人、譲渡人、大村市、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、1,645 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業場。施設の概要、太陽光パネル 324 枚設置。除外の理由、譲渡人は市外に居住しており農業に従事しておらず、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は東北や関東地方で太陽光・風力発電設備を設置し、既に発電事業を行っている。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地及び作業場として利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南西へ約 350m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、隣接地との境界には畦畔があり地盤も強固であるため土砂の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下する計画となっております。

25 ページをご覧ください。議案第 20 号 10 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、1,689 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路。施設の概要、太陽光パネル 324 枚設置。除外の理由、譲渡人は農業に従事しておらず、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は東北や関東地方で太陽光・風力発電設備を設置し、既に発電事業を行っている。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路として利用する計画となっております。な

お、申請地は〇〇から北西へ約 500m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、隣接地との境界には畦畔があり地盤も強固であるため土砂の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下する計画となっております。

次に 26 ページをお開き下さい。議案第 20 号 11 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、長崎市、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、面積 6,767 m²のうち 1,880 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路。施設の概要、太陽光パネル 324 枚設置。除外の理由、譲渡人は農業に従事しておらず、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は東北や関東地方で太陽光・風力発電設備を設置し、既に発電事業を行っている。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路として利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南西へ約 600m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、隣接地との境界には畦畔があり地盤も強固であるため土砂の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下する計画となっております。

次に 27 ページをご覧下さい。議案第 20 号 12 番、申出人、譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受人、東京都、〇〇〇〇。土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、1,786 m²。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路。施設の概要、太陽光パネル 288 枚設置。除外の理由、譲渡人は農業に従事しておらず、今後も農地として利用していく計画がない。譲受人は東北や関東地方で太陽光・風力発電設備を設置し、既に発電事業を行っている。今回事業を拡大するため、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路として利用する計画となっております。なお、申請地は〇〇から南西へ約 650m 付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用するため、土砂の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはパネルを高さ約 1.5m とするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 20 号の 2 番から 12 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は

地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 20 号の 2 番から 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 20 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 2 番から 6 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに議案第 20 号の 2 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。

次に議案第 20 号の 3 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。

次に議案第 20 号の 4 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。

次に議案第 20 号の 5 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。

最後に議案第 20 号の 6 番、申出人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。編入の目的、農地。

以上 5 件について、農用区域の編入のための当該計画変更は、適当であるとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

〇議長

次に、議案第 20 号の 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 20 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 7 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 20 号の 7 番、申出人、譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、住宅用地。

本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

〇議長

次に、議案第 20 号の 8 番から 12 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 20 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 8 番から 12 番について、当協議会は去る 7 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに議案第 20 号の 8 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地。

次に議案第 20 号の 9 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業場。

次に議案第 20 号の 10 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路。

次に議案第 20 号の 11 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路。

最後に議案第 20 号の 12 番、申出人、譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇町。除外の目的、太陽光発電設備建設用地及び作業用通路。

以上 5 件については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

11 番の面積は 3 分の 1 しか使ってないですが、3 分の 2 は更地みたいな感じですか。

□事務局

状況写真が添付されていますが、この農地については従来から耕作されておらず、山林原野化しております。耕作放棄地のような状況です。その一部を分筆して今回設置するという事です。

○議長

他にございませんか。質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 20 号の 2 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。議案第 20 号の 7 番から 12 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号の 2 番から 6 番、編入のための計画変更については適当である。議案第 20 号の 7 番から 12 番、除外のための計画変更については、

やむを得ないとの意見に決しました。

次に、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは「議案第 18 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を説明いたします。

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。30 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、田 33 筆、畑 102 筆の計 135 筆で面積が 283, 136 ㎡、所有権移転につきましては、畑 11 筆で面積が 20, 868 ㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の 1 番 1 から 2 番 1 を審議いたします。

本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。31 ページをご覧ください。

1 番 1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、畑 4 筆。1 番 2、〇〇〇〇、畑 1 筆。1 番 3、〇〇〇〇、畑 1 筆。1 番 4、〇〇〇〇、畑 1 筆。1 番 5、〇〇〇〇、畑 3 筆。1 番 6、〇〇〇〇、畑 3 筆。以上 1 番 1 から 1 番 6 の面積合計は畑 13 筆で合計 20, 503 ㎡、全て新規で契約内容は全て賃貸借権となっております。32 ページをご覧ください。2 番 1、利用権の設定を受ける者、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濱本磨毅穂。2 番各号については農地中間管理事業によるものです。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、田 12 筆、畑 2 筆 32, 172 ㎡。新規で、契約内容は使用賃貸借権となっております。以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の ① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 21 号利用権設定の 1 番 1 から 2 番 1 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号利用権設定の 1 番 1 外 6 件は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 21 号利用権設定の 2 番 2 を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 2 番 2 についてご説明いたします。2 番 2、〇〇〇〇、畑 2 筆 2,093 m²。新規で、契約内容は使用貸借権となっております。以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 21 号利用権設定の 2 番 2 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。議案第 21 号利用権設定の 2 番 2 は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 21 号利用権設定の 2 番 3 から 2 番 7 を審議いたします。事務局の説明を求

めます。

□事務局

引き続き2番3からご説明いたします。2番3、〇〇〇〇、畑5筆。2番4、〇〇〇〇、畑1筆。2番5、〇〇〇〇、田5筆。2番6、〇〇〇〇、田3筆。2番7、〇〇〇〇、田4筆。以上2番3から2番7の面積合計は、田12筆、畑8筆で合計39,114㎡、全て新規で契約内容は全て賃貸借権となっております。以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第21号利用権設定の2番3から2番7は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第21号利用権設定の2番3外4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号利用権設定の3番1を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き3番についてご説明いたします。3番、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、田4筆4,188㎡。新規で契約内容は使用賃貸借権となっております。以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 21 号利用権設定の 3 番 1 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号利用権設定の 3 番 1 は、原案のとおり可決されました。○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 21 号利用権設定の 4 番から 17 番、所有権移転の 18 番と 19 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 4 番からご説明いたします。

(議案第 21 号利用権設定の 4 番から 17 番、所有権移転の 18 番と 19 番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 21 号利用権設定の 4 番から 17 番、所有権移転の 18 番と 19 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号利用権設定の 4 番外 46 件、所有権移転の 18 番外 1 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました、議案第 21 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。以上です。

○議長

それでは、議案第 22 号の 1 番を審議いたします。本案については、○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。44 ページをご覧ください。1 番、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する土地、田 2 筆、畑 2 筆 4,252 ㎡。契約内容は、使用貸借権となっております。以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 22 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見に決しました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 22 号の 2 番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

引き続き 2 番についてご説明いたします。2 番、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する土地、田 12 筆、畑 2 筆 32,172 ㎡。新規で、契約内容は使用貸借権となっております。以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 22 号農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番については、適当であるとの意見に決しました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 22 号 3 番から 10 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 3 番からご説明いたします。

(議案第 22 号農地利用配分計画の 3 番から 10 番を朗読)

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 22 号農用地利用配分計画に対する意見についての 3 番から 10 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号農用地利用配分計画に対する意見についての 3 番外 7 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 23 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

54 ページから 57 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。今

回非農地と判断されたものは、田 9 筆、畑 29 筆で、合計面積は 24,475 m²となっております。4 月からの累計は、田 14 筆、畑 103 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 127,730 m²となっております。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 23 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 平成 29 年田畑売買価格等に関する調査について
4. 五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
5. 五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
6. その他

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 29 年度第 4 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。